

〔三省錄附言〕水藩の檜山氏が慶安五年四月十五日同廿二日まで○註水府の御宮別當なる東叡山中吉祥院が江戸の水戸江下りたりし時分の賄料請取品直段書付并入用を乞ふしたるものを見せたるが其直段の下直なる事おどろく計也○中略

一らうぞく 拾挺 壹挺ニ付 代貳拾四文ヅ、

〔諸問屋再興調二十〕今般諸色直段引下ゲ御主意に而問屋再興被仰付荷物住入引請高商法相立候ニ付生蠟問屋共直段引下ゲ候ニ付地掛蠟燭之儀も左之通引下ゲ賣買仕候

一代錢百文ニ付上蠟燭 是迄掛目三拾貳匁之處 引下ゲ三拾四匁

一同百文ニ付中蠟燭 是迄掛目三拾四匁之處 同 三拾六匁

一同百文ニ付下蠟燭 是迄掛目三拾六匁之處 同 三拾八匁

右之通引下ゲ賣捌申候猶此上生蠟直段引下候得バ右ニ准じ私共儀も引下ゲ方仕其時々可申上候以上

嘉永四年九月

地掛蠟燭屋  
神田佐久間町四丁目字八店

會津屋  
甚助印○外二略

〔大安寺伽藍縁起并流記資財帳〕合蠟燭肆拾斤捌兩通物

〔日本新永代藏〕千貫目持の印判おして深き心

下男燭臺挑燈の掃除して流れつきたる蠟を塵塚にすつるを市助是を私に下されませといふ大所につかはる、下男いらばとつていきなと願にてゆるしけるを市助ながれを集め奉書の反古を四五枚もらひ是にやうくと包みあまるをとかくして一禮いひて大津へもどりがけに京極の蠟燭屋に立よつて是を賣らんといふに元來上々生蠟のながれなれば三百七十文につけるを色々と乞ひて四百三十五文に賣蠟をわたし反古は入なりとつて歸り○下略